

議案第88号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の廃止について

次のとおり三朝町職員の給与の特例に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例
三朝町職員の給与の特例に関する条例（平成16年三朝町条例第3号）を廃止する。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。